

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

美濃加茂市上下水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、政令の規定により指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）。

※更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、別途ダイレクトメールにてお知らせします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

※期間内に更新申請されなければ、失効となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

●更新申請に必要な書類

- ・申請書様式第1及び誓約書様式第2
- ・機械器具調査
- ・定款及び登記事項証明書
(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)
- ・指定更新時確認内容
- ・更新手数料 10,000円

●指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ先

美濃加茂市建設水道部上下水道課お客様係

TEL:0574-25-2111 内線323